

教員の長時間労働を解消し、働き方の抜本的な改革をめざそう —「変形労働制」導入に反対し、真の働き方改革の実現を—

2019年11月25日

民主教育研究所運営委員会

教職員（以下、教員）の長時間労働は、文科省の調査でさえ過労死の可能性を含む劣悪な状態であり、これを解消し、教員の働き方を抜本的に改革することは、喫緊の課題になっています。

長年の教員の時間外労働は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（「給特法」）によって、ごくわずかな調整額と引き換えに、事実上無制限に勤務を強いられるという仕組みが作り出してきたものです。教員が健康で文化的な生活を保障されず人間らしい労働と働きがいと奪われているもどで、どうして子どもたちの発達権や学習権が保障できるのでしょうか。教員の劣悪な労働環境は、教育の質の低下をもたらすものです。

政府も認めざるをえない教員の長時間労働を、労働基準法の定める1日8時間以内に抑え、働き方の抜本的な改革を推進すべき時です。

ところが現在、国会に提出されている「給特法改正案」は、教員の働き方の改革にならないばかりか、1日8時間労働制の基本を崩し、現状以上に教員に長時間労働を強いるおそれがあり、私たちはこれを認めるわけにはいきません。

改正案の中心は、「1年単位の変形労働時間制」（変形労働制）を導入することですが、これは、教員の時間外労働をみかけ上、数か月後の休日で相殺できるような誤解を与え、現在の劣悪な職場環境を固定化し、日常でのさらなる長時間労働を可能とするものです。

この変形労働制には、いわゆる繁忙時期に強いられた時間外労働について、授業のない、子どもの長期休み期間に教員の労働時間を若干減らすことで帳尻を合わせようとするからくりが仕組みられています。しかし、4～6月期の長時間労働による極度の心身の疲労は、やっと数か月後にやってくるわずかな休日で解消されるはずはありません。そもそも授業のない長期休暇中でも、子どもたちは学校に来て部活動を行ったり集団宿泊事業などに参加したりしているので、教員の教育活動は行われています。さらに教員は、子どもがいない期間にも学校に来て、教材研究・授業準備や校務分掌にかかわる業務や資料・報告書の作成など、その時期だからこそ可能な仕事を行っています。子どもが長期休暇中であっても、教員は子どもと一緒に休んでいるわけではないのです。

変形労働制は、こうした実態をまったく無視しています。もともと、この制度導入の前提は「恒常的な残業がないこと」であり、これに反して恒常的な残業が常態化している学校現場には、その前提が全く成り立たないものです。

そもそも教育は人格を育てるきわめて人間らしい営みであり、長時間過密労働によって教員の人格が磨減させられているような状況では、その豊かな成果の実現はきわめて困難です。ましてや「給特法」の改悪にもとづく自治体の条例改正で、問題が解決するはずありません。

教員が人間らしい働き方をし、自主性や創意を発揮して子どもたちにゆきとどいた教育を実現するためには、豊かな条件整備と働き方の真の改革が不可欠です。そのためにどうしても必要なのは、対GDP比でOECD諸国のなかで最低レベルの日本の公教育費の比率をせめて平均水準以上にあげ、正規の教員を大幅に増員することです。また、1日8時間で行えるように業務の改善を行っていくための研究と実践の蓄積が必要です。

教員の労働実態を改善し、教育の質保障はいかなる状況で可能か、そのためにはどのような改革課題があるのかについて、当研究所は今後とも、研究を深めるとともに課題実現へ向けた共同行動を行っていく決意を表明します。